

石川県訪問看護ステーション連絡会 要領

（目的）

第1条 この要領は、石川県訪問看護ステーション連絡会（以下「本会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 本会は、訪問看護ステーション間の情報交換を進め、訪問看護の質の向上と推進を図るため次の事業を行う。

- (1) 訪問看護ステーション間の連携強化のための情報交換
- (2) 訪問看護ステーションの課題解決のための実態調査及び研修
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第3条 本会の会員は、石川県内の訪問看護ステーションの開設者及び管理者並びに従事者とする。

（地区組織）

第4条 本会を南加賀、金沢第一、金沢第二、能登の4地区に区分し、各地区にリーダー・サブリーダーを置く。

- 2 それぞれの地区組織において第2条の事業を行うものとする。
- 3 代表者会議は年3回、その他、会長または訪問看護代表が必要と認めた場合に開催し、事業の推進を図るものとする。
- 4 地区会議は地区リーダーが年4回、その他必要に応じて開催し、事業の推進を図るものとする。
- 5 地区リーダーは、地区活動と全体活動（本会及びいしかわ訪問看護推進協議会）を連動させる役割を担う。
- 6 サブリーダーは、地区代表者を補佐し、代表者会議の参加、地区会議の運営をサポートする。
- 7 事務局は、リーダー会を毎月（代表者会議、協議会のある月は除く）開催し、各地区との連絡調整を図る。

（会長）

第5条 本会に会長を置く。

- 2 会長は、当面の間、石川県看護協会長とする。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した代表者がその職務を代理する。

（訪問看護代表）

第6条 本会に訪問看護代表を置く。

- 2 訪問看護代表は、会員施設の管理者より選出する。

- 3 訪問看護代表は、本会の運営全体を総括する。
- 4 訪問看護代表が不在のときは、あらかじめ訪問看護代表が指名した代表者がその職務を代理する。

(任期)

第7条 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 訪問看護代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 地区リーダー及びサブリーダーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、当面の間、石川県看護協会に置く。

2 事務局は、行政関係各課、石川県医療在宅ケア事業団、日本訪問看護財団等との連絡及び調整を行うものとする。

(補則)

この要領に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

附則

この要領は、平成25年8月27日から施行する。

この要領は、平成27年3月12日から施行する

この要領は、平成28年4月14日から施行する

この要領は、平成29年2月23日から施行する

この要領は、平成30年4月1日から施行する

この要領は、令和6年4月1日から施行する